

関与を制度化した行政決定のシステムの構築ではじめて可能になるとの提起を行った。当日は議論にはならなかったが、学会終了後に少なくない反応があった。この提起のベースになったのは、スウェーデン・セミナーで奥村義孝氏(スウェーデン在住・本学経済学部非常勤講師)が紹介したスウェーデンの高齢者福祉における入札制度の理念と実際である。そのポイントは、自治体が責任をもってサービス提供を委託で

きる事業者を自治体の責任で1社だけ決定し、実際の利用にあたっては利用者の意向を最大限生かすところにある。福祉サービスにおける選択の自由とは事業者を選ぶ自由ではなく、質が保証されたサービスを自らの生活に必要な量だけ選択することによって生活の自己決定ができる自由である。介護保障の議論にいま必要なのはこの点の確認である。

(金沢大学経済学部教授)

830 億円の損害賠償は法外か？

一大和銀行株主代表訴訟判決をめぐって一

澤 田 幹

去る9月20日に大阪地裁であった、大和銀行の元取締役らへの株主代表訴訟判決は、恐らく日本中の企業経営者を震撼させるものであっただろう。この裁判は、1995年にアメリカ司法当局に訴追されたニューヨーク支店の元嘱託行員による債権取引をめぐる巨額損失事件で、その管理責任の所在が争点となったわけだが、被告に対して命じられた損害賠償額の総額が約830億円と前例のない高額であったことに加え、取締役らの善管注意義務違反が厳しく問われたことも大きな関心を呼んだのである。

今回の判決では、一行員の犯した不正行為について、担当取締役に対して「取締役としての注意義務および忠実義務に違反し

た事実が認められる」というようにリスク管理を徹底しなかった責任があったと判断された。また銀行内部での事件発覚後も法令に反してアメリカ金融当局への報告を怠ったため、結果として司法取引に応じて3億4000万ドルの罰金を支払い、さらに全米での業務停止処分を受け、アメリカからの撤退を余儀なくされたことについては、順法精神を欠いた「不適切な経営判断」として、取締役に連帯責任を負わせる決定が下された。このうち、とくに前者について、取締役が直接不正に関わったわけではない事項についての監督責任、企業として内部チェック機能の不備を法的に問うことができると判断した点できわめて特徴的である。

また被告側からは、大蔵省検査や日銀審査で不適切との指摘と受けたことがなく、リスク管理体制の不備はなかったとの主張がなされていたが、地裁判決は、自ら行うべき管理を監督当局の検査で代替してはならない、と一蹴し、監督官庁依存体質そのものを厳しく批判している。この点もまた、きわめて時代性を感じさせる判決と言えよう。

株主代表訴訟制度が注目を浴びたのは、1993年の商法改正により訴額にかかわらず訴訟手数料が8200円となり、制度が身近になったことを契機としているのは周知の通りである。1950年の商法改正による導入以来起こされた訴訟の合計がそれまで50件に過ぎなかったのに対して、93年改正以後、同年には80件、翌年以降も145件、174件というように大幅に増加している。ただ、このような傾向を原告の負担軽減という経済的要因のみに帰することはできない。確かに、経営陣の内部抗争がこの制度を用いて法廷の場に持ち込まれる例など、近年の訴訟の中には法の濫用と見なされる事例も散見される。しかしそれ以上に顕著なのが、これまでの企業活動へのチェック体制の甘さへの反省と外部からの企業統治（コーポレート・ガバナンス）の必要性の認識がようやく高まってきたことの現れとしての訴訟である。とくに、総会屋への利益供与事件、証券会社の損失補填事件、エイズ感染の危険を知らながら非加熱製剤の販売を続けた

事件など、経営者層の意思決定、判断が個別企業の利益を喪失させたばかりでなく、企業全体を反社会的行動へと導いた事例についての市民オンブズマン型活動による訴訟が急増している。

もちろん、それぞれの事例において経営者はあくまで「会社のために」行動したのであって、その結果としての損失を個人に負わせることについては、企業責任と経営者責任の混同であるとの見解もある。実際問題としても、請求金額があまりにも巨額すぎる例もあり、結果として被告が支払不能に陥れば判決自体が意味をなさなくなるとの批判もある。

だからこそ、今回の大和銀行訴訟判決後、直ちに経団連ならびに与党から、損害賠償額の上限設定を含む商法改正案が急浮上してきている。

しかし裏を返せば、「会社のため」という言葉に浄化され、個人の権限と責任がきわめて曖昧なままに企業運営が行われてきたところにこそ、問題の温床があるとも言える。「法人資本主義」あるいは「企業中心社会」と言われる日本社会において、外部に対して説明責任を負おうとしない閉鎖的なシステムは、いわゆる「経営の安定」をもたらし、それなりの「内的整合性」を有してきたかも知れない。しかしそのことが、株主のみならず消費者や地域社会、従業員などの不利益を軽視、放置する企業体質を生んできたのであるとするならば、今

望まれるのは、内部の権限＝責任体制の明確化と意識改革、適切な情報開示、そして株主を含むあらゆるステークホルダー（利害関係者）との利害調整を通じた民主的経営体制の確立であろう。そして株主代表訴訟はそのためのひとつの段階あるいはアプローチに過ぎないのであり、ほとんど発言権を有していない群小利害関係者に対して開かれたさらなる制度充実こそが必要不可欠なのである。

ところで、経団連は株主代表訴訟による賠償請求が巨額にのぼることが「経営者を萎縮させることにつながる」との見解を示している。もちろん、内部昇進型の取締役と社外取締役の責任の程度の差や、取締役が直接関わった事項についての重過失とそうでない場合の軽過失の区分などについて、その都度法廷が判断するのではなく、ある程度明確な基準作りが必要ではないか、と

いう点については肯首すべき点もある。また、今回明らかになったように、監督官庁の責任を直接問う手段がないことも大きな問題ではある。しかし、取締役の感情や支払い能力を理由に損害賠償に制限を加えようとするのは、法の精神を踏みにじる本末転倒の議論と言わざるを得ない。経営者の明確な責任のもとで行われる迅速で積極的な経営判断や行動と民主的経営とは矛盾するものではない。むしろ、外部からの厳しいチェックや責任追及という風圧にさらされてこそ、真の「世界標準」に根ざした経営体制、すなわち利害関係者からの信頼を勝ち得、それを企業としての強みに転化していくことのできる体制を構築することができるのではなかろうか。

（金沢大学経済学部助教授）

編集後記

今回は、お忙しいなか奈良女子大学の中山徹先生から原稿を頂くことができました。どうもありがとうございました。問題山積のまま、ついに20世紀が終わろうとしています。が、一方で問題解決に向け粉骨砕身している頼もしい方々も日本各地にたくさんいらっしゃいます。私もできる事から取り組んで、元気に21世紀を迎えたいと思います。(Y)

地域経済ニューズレター第55号
2000年11月30日発行

発行／金沢大学経済学部地域経済資料室
金沢市角間町 (☎920-1192)

☎ (076) 264-5438

編集／金沢大学経済学部
地域経済ニューズレター編集委員会

印刷所／金沢市昭和町2-2

(有)富士印刷社

☎ 231-2062